

都市公園等の巡視・点検について

令和4年3月10日

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

◆都市公園

○全国で約11万箇所（R元年度末現在）

○巡視・点検については、施設の老朽化による事故防止等安全確保の取組の更なる徹底を図る観点から、地方公共団体等の公園管理者が行う、都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準の一つとして、都市公園法令（平成29年改正）に定められている。

◆市民緑地

○全国で10箇所（R2年度末現在）

○巡視・点検については、市民緑地の設置管理主体（民間事業者等）が行う、管理が適切に実施されるための基準の一つとして、都市緑地法令（平成29年改正）に定められている。

※市民緑地は、空地等を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者（民間事業者等）が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

◎該当条文等

都市公園法施行令第10条（**【】**書きは都市緑地法施行規則第22条）

- 一 都市公園**【市民緑地】**の構造、利用状況又は維持若しくは修繕の状況、都市公園**【市民緑地】**の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「都市公園構造等」「市民緑地構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、都市公園**【市民緑地】**の巡視を行い、及び清掃、除草その他の都市公園**【市民緑地】**の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 二 都市公園**【市民緑地】**の点検は、都市公園**【市民緑地】**構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

都市公園法施行規則第3条の2

- 一 遊戯施設その他の公園施設のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に当該公園施設の利用者の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの（次号において「遊戯施設等」という。）の点検は、一年に一回の頻度で行うことを基本とすること。

※市民緑地については、運用指針において同様の措置（一年に一回の頻度での点検）を行うことが望ましい旨を記載。

◆現在の状況

○都市公園の点検については、国から提示した各種公園施設の安全確保にかかる指針（技術的助言）において、点検の手順や方法、着眼点や留意点、点検後の措置等の概要を提示。

*「公園施設の安全点検に関する指針（案）」の記載例（抜粋）

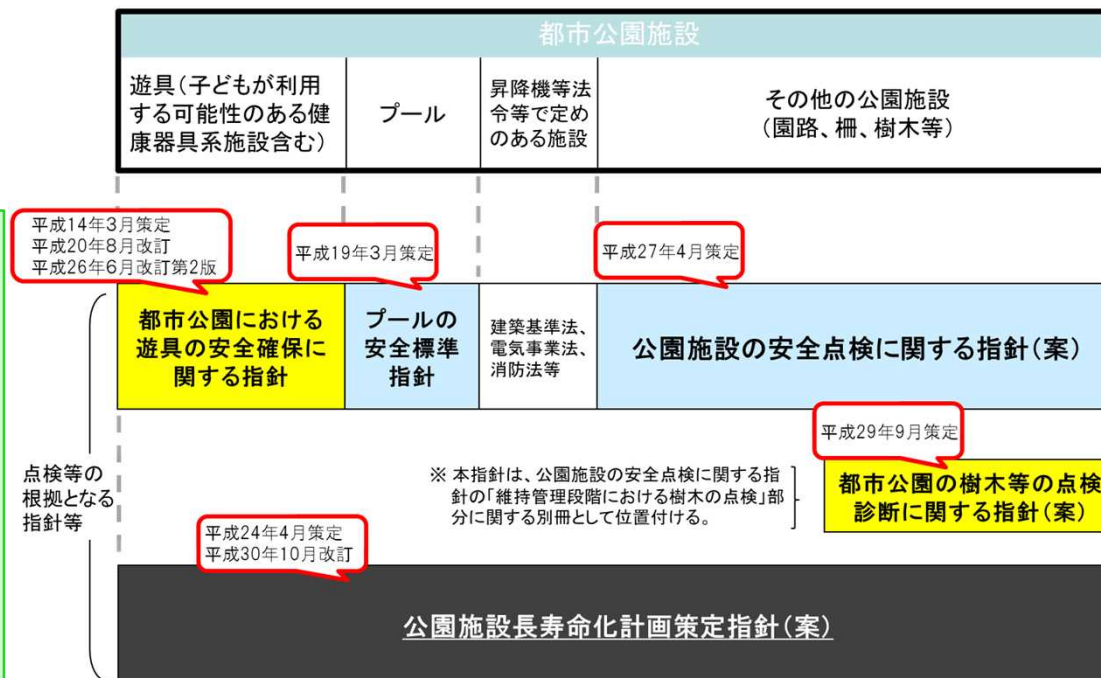
Ⅲ-4 安全点検の内容（解説）1）安全点検の種類

① 日常点検

- ・日常点検は、公園管理者が、**主として巡視など**により、公園施設の変状及び異常の有無を調べるため、日常業務の中で行う安全点検のことである。
- ・日常点検は、構造部材についてはぐらつきや、腐食・腐朽が進みやすい基礎部分の状態などに（中略）留意して行う。

② 定期点検

- ・定期点検は、公園管理者が、必要に応じて専門技術者と協力して、一定期間ごとに**目視や打診、又は用具を使用**して行う、**日常点検より詳細な点検**のことである。
- ・定期点検においては、構造部材、消耗部材について、より詳細、入念な点検を行う。



○各地方公共団体等の公園管理者においては、これら指針を踏まえつつ、必要な点検を実施。

※地方公共団体の職員自ら、又は民間事業者への委託等により実施



▲ 広場 排水不良

▲ ブランコ座板金具の摩耗

▲ 即応的な使用禁止の措置

(出典) 横浜市公園施設点検マニュアル

(例)

- ・横浜市では公園施設全般を対象にした「横浜市公園施設マニュアル」を策定し、点検・管理を実施。
- ・マニュアルには、目視等の点検方法に加え、点検のポイントや点検後の措置について記載。

◆ 先行的な取組事例 (公園施設の安全点検に関する指針、都市公園の樹木等の点検診断に関する指針)

○国直轄で整備・管理を行う国営公園において、デジタル技術を活用した試行的な管理の取組を実施。

- 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（平城宮跡区域）における取組
- ・公園の運営・維持管理の効率化などに向けたデジタル技術の活用について、産学官の連携のもと社会実験として実施。
 - － AI画像解析等：一定精度をもった遠隔での点検や監視を可能とし、巡視の手間を削減
 - － ドローン空撮：屋根や樹木の上部等、これまで把握が困難であった部分を点検
 - － クラウド公園台帳：
巡視や点検の際の記録をデジタル化し、リアルタイムでの情報の共有化や作業後のデータ整理等の負担を軽減

The diagram illustrates the process of identifying tree safety risks. On the left, a vertical bar lists '公園の安全性にかかわる危険事象' (Dangerous incidents related to park safety), categorized into '倒木' (Falling trees) and '落枝・枝折れ' (Falling branches/broken branches). A central table lists eight signs of danger: ①木材腐朽箇 (Wood decay spots), ②幹・大枝の損傷 (Damage to trunk/main branches), ③空洞 (Hollows), ④枯損木 (Dead/damaged wood), ⑤剪定痕 (Pruning marks), ⑥枝掛かり (Branch entanglement), ⑦枝折れ・枝枯れ (Branch breakage/dieback), and ⑧梢端枯れ (Tip dieback). Each sign is accompanied by a small image. To the right, a larger image shows a tree trunk with purple highlights indicating '危険箇所' (Dangerous spots) and a callout box stating '危険箇所にアノテーション（注釈）を追加' (Add annotation to dangerous spots). Further right, two images show a drone inspecting a roof, with a red box highlighting a specific area.

倒木や落枝・枝折れを起こす予兆事象を整理し、AIを用いて危険予兆のある樹木を判定

ドローン空撮による屋根の点検

- 国営武蔵丘陵森林公園における取組
- ・広大な面積（304ha）で斜面地が多い地形に対応した巡視や清掃、植物管理等の作業を効率化するため、ドローンを導入。



ドローン本体



花畑の生育状況の確認



ドローンによる管理状況

○都市公園等の巡視・点検におけるデジタル技術の導入については、業務の効率化や高度化等の観点からも推進していく。

◆今後の課題

その一方、技術の汎用に当たっては、主なものとして以下に挙げた課題への対応が必要。

○多種多様な公園施設

公園施設は多くの種類が存在。遊戯施設など同様の目的を持つ施設でも形状・素材・規格が様々。

○人工物以外の公園施設

公園施設の一つとして重要な樹木等の植栽は「生物」。枯れや腐朽など人工物とは異なる状況が生じるものであり、劣化や損傷の防止にとどまらない健全な生育の確保の観点からの対応が必要。

○子どもが利用する公園施設

遊戯施設については子どもが直に触れて利用する施設。ハザードによる事故を未然に防ぐため、目視以外の触診等も含めて、丁寧な点検が必要。

また、点検結果によっては、現場における即時の対応が必要。

○予算等への対応

全国の都市公園の多くは地方公共団体が管理（市民緑地は民間事業者等が管理）。予算・コストや人材など地域の実情に応じた対応が必要。

◆導入スケジュール（案）



○導入に当たっては、上述の課題への対応に向けた調査検討が必要。
○調査検討に当たっては予算措置が必要。
(予算措置ができない場合、検討が遅れる可能性)

《参考》公園施設の種類

都市公園に設置することができる公園施設の種類のについては、都市公園法第2条、同法施行令第5条、同法施行規則第1条及び第1条の2に定められている。

分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種類	園路 広場	植栽 芝生 花壇 いけがき 日陰だな 噴水 水流 池 滝 つき山 彫像 灯籠 石組 飛石 その他これらに類するもの	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚つり場 メリーゴーランド 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これらに類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの これらに附属する工作物 (観覧席、シャワー等)	植物園 温室 分区園 動物園 動物舎 水族館 自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの 遺跡等 (古墳、城跡等)	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	門 さく 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 苗畑 掲示板 標識 照明施設 ごみ処理場 (廃棄物再生利用施設を含む) くず箱 水道 井戸 暗渠 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 擁壁 発電施設 (環境への負荷の低減に資するもの) その他これらに類するもの	展望台 集会所 備蓄倉庫 [耐震性貯水槽] [放送施設] [情報通信施設] [ヘリポート] [係留施設] [発電施設] [延焼防止のための散水施設] ※ [] 内は省令で定めている施設
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設においては、上記に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定めることができる。</p> </div>								